

遠賀町長 古野 修 殿

## 施設等利用費 請求書 (その他事業・償還払い用)

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和 年 月 ~ 令和 年 月 分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振込んでください。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 遠賀町が、申請者と認定子どもが遠賀町内に居住していることを住民基本台帳で確認すること。
2. 遠賀町が、実際に利用していることを対象施設に確認すること。
3. 遠賀町が、利用料の支払い状況を対象施設に確認すること。
4. 遠賀町が、課税状況を確認すること。

## 1. 施設等利用給付認定保護者 (請求者)

フリガナ		認 定 子 童 小 の の 続 柄	生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏 名	印		現住所	〒	—		
※ 振込先は、申請者名義の口座です。							

## 2. 認定子ども (認定子ども毎に申請してください。)

認定種別 (法第30条の4)	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	
生年月日	平成 年 月 日	フリガナ	
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日の間の住所		氏 名	
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で、転入又は転出に該当した場合は、その日を記入してください。			令和 年 月 日

## 3. 償還払いの振込先

金 融 機 関 名	預金口座	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫 農協・信用組合	口座番号	
支 店 出張所	口座名義 (カタカナ)	

4. 利用した認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、子育て援助活動支援事業（複数記入可）

※ ①～⑥に書き切れない数の施設又は事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

①	フリガナ		所在地	〒	—	
	施設 又は 事業名			Tel	—	—
契約している利用料（※1）		□月額	円	□日額	円	□時間額
②	フリガナ		所在地	〒	—	
	施設 又は 事業名			Tel	—	—
契約している利用料（※1）		□月額	円	□日額	円	□時間額
③	フリガナ		所在地	〒	—	
	施設 又は 事業名			Tel	—	—
契約している利用料（※1）		□月額	円	□日額	円	□時間額
④	フリガナ		所在地	〒	—	
	施設 又は 事業名			Tel	—	—
契約している利用料（※1）		□月額	円	□日額	円	□時間額
⑤	フリガナ		所在地	〒	—	
	施設 又は 事業名			Tel	—	—
契約している利用料（※1）		□月額	円	□日額	円	□時間額
⑥	フリガナ		所在地	〒	—	
	施設 又は 事業名			Tel	—	—
契約している利用料（※1）		□月額	円	□日額	円	□時間額

※1 該当箇所にはレ等を記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期又は後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください（10円未満切捨て）。

5. 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、子育て援助活動支援事業の請求金額の内訳

利用年月	認可外保育施設等に支払った月額利用料（保育料）（a） （※2及び3）	一時預かり事業、病児保育、子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料（b） （※2）	支払額合計（c） =（a）+（b）	月額上限額（d） （※4）	請求額（e） =（c）と（d）を比較して小さい方
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円

※2 上記で記入した保育料について、支払いを証明する領収証（口座振替の場合は、通帳の写し等）と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。

また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※3 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期又は後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定してください（10円未満切捨て）。

※4 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。

月途中で認定期間が終了する又は開始される又は市町村間の転出入の場合の月額限度額は、次のとおりとなります。

・月途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村へ転出する場合の限度額：

37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数

・月途中で認定期間が開始される場合又は別の市町村から転入した場合の限度額：

37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

遠賀町長 古野 修 殿

### 施設等利用費 請求書 (その他事業・償還払い用)

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和〇年4月～令和2年6月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振込んでください。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- |  |
|--|
| 1. 遠賀町が、申請者と認定子どもが遠賀町内に居住していることを住民基本台帳で確認すること。<br>2. 遠賀町が、実際に利用していることを対象施設に確認すること。<br>3. 遠賀町が、利用料の支払い状況を対象施設に確認すること。<br>4. 遠賀町が、課税状況を確認すること。 |
|--|

#### 1. 施設等利用給付認定保護者 (請求者)

フリガナ オノガ タロウ	氏名 遠賀 太郎 印	認定子どもの続柄 父	生年月日 昭和 60 年 1 月 1 日
※ 振込先は、申請者名義の口座です。			現住所 〒 811 - 4392 遠賀町大字今古賀 5 1 3 番地

#### 2. 認定子ども (認定子ども毎に申請してください。)

認定種別 (法第30条の4)	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	999999999
生年月日	平成 27 年 1 月 1 日	フリガナ	オノガ シ
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 の間の住所	<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した	氏名	遠賀 紫蘇
上記で、転入又は転出に該当した場合は、その日を記入してください。			令和 年 月 日

#### 3. 償還払いの振込先

金融機関名	預金口座	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
遠賀町 銀行・信用金庫 遠賀町 支店出張所 農協・信用組合	口座番号	1 2 3 4 5 6 8
	口座名義 (カタカナ)	オノガ タロウ

4. 利用した認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、子育て援助活動支援事業（複数記入可）  
 ※ ①～⑥に書き切れない数の施設又は事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

①	フリガナ	〇〇ニンカガイホイクエン	所在地	〒 811 - 4300 遠賀町大字尾崎0000 Tel 093 - 293 - 0000
	施設 又は 事業名	〇〇認可外保育園		
契約している利用料（※1） ■ 月 額 30,000 円 □ 日 額 円 □ 時間額 円				
②	フリガナ	ゾウサンルーム	所在地	〒 811 - 2000 遠賀町大字尾崎1111 Tel 093 - 293 - 1111
	施設 又は 事業名	ぞうさんルーム		
契約している利用料（※1） □ 月 額 円 ■ 日 額 2,000 円 □ 時間額 円				
③	フリガナ		所在地	〒 - Tel - -
	施設 又は 事業名			
契約している利用料（※1） □ 月 額 円 □ 日 額 円 □ 時間額 円				
④	フリガナ		所在地	〒 - Tel - -
	施設 又は 事業名			
契約している利用料（※1） □ 月 額 円 □ 日 額 円 □ 時間額 円				
⑤	フリガナ		所在地	〒 - Tel - -
	施設 又は 事業名			
契約している利用料（※1） □ 月 額 円 □ 日 額 円 □ 時間額 円				
⑥	フリガナ		所在地	〒 - Tel - -
	施設 又は 事業名			
契約している利用料（※1） □ 月 額 円 □ 日 額 円 □ 時間額 円				

※1 該当箇所にはレ等を記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期又は後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください（10円未満切捨て）。

5. 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、子育て援助活動支援事業の請求金額の内訳

利用年月	認可外保育施設等に支払った月額利用料（保育料）（a） （※2及び3）	一時預かり事業、病児保育、子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料（b） （※2）	支払額合計（c） =（a）+（b）	月額上限額（d） （※4）	請求額（e） =（c）と（d）を比較して小さい方
令和元年10月	30,000 円	0 円	30,000 円	37,000 円	30,000 円
令和元年11月	30,000 円	0 円	30,000 円	37,000 円	30,000 円
令和元年12月	30,000 円	10,000 円	40,000 円	37,000 円	37,000 円

※2 上記で記入した保育料について、支払いを証明する領収証（口座振替の場合は、通帳の写し等）と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。

また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※3 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期又は後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定してください（10円未満切捨て）。

※4 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。

月途中で認定期間が終了する又は開始される又は市町村間の転出入の場合の月額限度額は、次のとおりとなります。

・月途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村へ転出する場合の限度額：

37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数

・月途中で認定期間が開始される場合又は別の市町村から転入した場合の限度額：

37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数